Star5 CUP　ドライビングモラルガイドライン

（2015/11/01/版）

1.狙い、目的

1.1　ドライバーのスポーツマンシップを構築する

1.2　不必要なアクシデントを防止し、面白いレースを演出する

1.3　レース関係者すべての安全性をより高く確保する

2.ガイドライン逸脱行為への罰則

すべての走行プログラムにおいて発生したケース毎の状況により即断し、「3.ガイドライン」に接触したと判定した場合、「4.罰則規定」に従い以下のペナルティを課す。

2.1　当該ヒート失格、周回数減算などの即実行されるペナルティ

2.2　ポイント制(加点式)によるペナルティ

2.3　走行の制限、レース参加の制限と拒否

3.ガイドライン

3.1　一般原則

1)　基本的に同一周回で競う車両は、先行する車両に優先権がある。

2)　同一周回で競う車両同士では、相手の前に位置する車両は、急激な車線変更は慎むこと。

3)　サイドバイサイド（車両相互の全長内）における小さな接触は容認されるが、相手を走路外に追い落とし、スピン、クラッシュに至らせない。

4)　威圧的、攻撃的意図をもつ接触行為をしてはいけない。

5)　決勝レース中、周回遅れもしくは周回遅れにされようとしている車両に対し青旗が掲示された場合、当該ドライバーは即座に後続の車両に追い越しをさせなければならない。

3.2　ドライバー同士の抗議

1)　走行中のことが原因で他のドライバーに口頭で抗議する場合、主催者へ申告、同道の上抗議すること。

2)　暴力行為に対しては、本シリーズ規則によるペナルティのみならず、出場停止、行政への告発等の処置も行う。

3.3 危険な行為、行動の定義

1)　ポジションアップを狙った過度なプッシング、接触行為

2)　相手車の走行ラインを残さない幅寄せ、車線変更行為

2)　黄旗中や赤旗中の減速が不十分でスピン、接触、クラッシュする行為、またはそれらを誘引したり、誘発を引き起こす行為、およびそれらを引き起こす恐れの高い行為。

3)　報復行為、行動。

4)　コースアウト後におけるコース復帰の安全確認を行わない行為。
5)　スピン・コースアウト等の後、現場を更に危険な状況にする行為。
6)　不可抗力を除く、コース上での停止もしくは一時停止（コース外への停車を厳守)。
7)　暴力行為。

3.4　走行中のマナー
1）競争相手や周回遅れの車両を接触によるスピンやコースアウト、クラッシュに陥らせない。
2）前車をパスする際
2.1　先行車両を追い抜き直後または、追い抜き終了以前に、幅寄せおよび当該追い抜いた車両の走行を妨害しない。
2.2　サイドバイサイドでコーナーに入った車両同士の場合、お互いの走行ラインを尊重し、車両の接触によりコース外に押し出してはならない。
3）後車にパスされる際
3.1　後方車両が走行可能な車幅を残すこと。
3.2　ポジションキープ目的の明らかな手前位置でのブレーキングや、急激な進路変更を行わない。

4.罰則規定

罰則は、当該ヒートの結果に対するペナルティ（即実行）に加え、加点式ペナルティポイントを使用する事とする。
ペナルティポイントは当該行為を行ったドライバーに対し、大会期間中のペナルティ（即実行分含める）に加えて課される。加点された結果次第では次の大会で下記の罰則が課される。

事例	ペナルティ内容	ポイント
黄旗中の追越し、スピン	レース後、1周減算	2
赤旗中の追越し、スピン	レース後、1周減算	4
ダブルチェッカー	ポイント加算	2
安全確認義務違反（装備品不備、ホワイトラインカット、ピットレーンでの追越し、ピットレーンスピード超過、その他主催者指示の安全義務の違反）	ポイント加算	2
トラックショートカットによるポジションアップ	該当ヒートの順位を5ポジションダウン	3
接触で相手をスピン、コース外へ押し出す行為	レース後、1周減算	4
他の車輌をコースアウトやクラッシュさせる行為	レース後、1周減算	6
報復行為、上記事例で悪質と判断される行為や暴力行為	該当ヒート失格（以降のヒート出走を一切認めない）	10

★累積ポイントが「10ポイント」に達したドライバーは、「次大会のレース参加拒否」。
★ポイントは、当該事象の発生月を含めて12ヶ月間累積される。
なお、ポイント加算後2シーズン Star5 CUP レースへの参加がない場合は、原則としてポイントはクリアされ0点になる。
★ポイントは、所有者が参加する「2レース」が経過以降、新規ペナルティ0の場合に、2ポイントずつ減らす（0以下にはならない)。

★「次大会のレース参加拒否」の罰則を履行した場合、5 ポイント減産される。
★事例が重複するケースは、ポイントが合算される場合もある。

4.2　審判の方法

1）自己視認（ビデオ等）
2）当該者等からの事情聴取もありうる
3）走行後（レース終了後の車両の目視や各種データでの確認）

4.3　審判への抗議

受け付けない。

5.ドライブ行為の判定基準について

すべてのドライブ行為は、以下を総合的に判断し、判定されます。
・減速に入った時の両者の位置関係
・ステアリングを切り始めた時の位置関係
・接触時の位置関係
・接触後の位置関係
・スポーツマンシップに則っているか

6.ドライブマナーに関する注意事項

1）ドライバーは定められたトラックのみを走行し、常にサーキットにおけるドライビングマナーを導守しなければなりません。
2）走行中の車両が重大なメカニカルトラブルを抱えた場合、安全を確保しつつ直ちにトラックを離れなければなりません。
3）車両から降りた場合には速やかにタイヤバリアなどの後ろに入り、安全を確保してください。また、トラック上ではヘルメットを脱がないようにしてください。
4）ドライバーはオフィシャルの許可無くトラックを横断しないでください。
5）ドライバーが車両をコースに復帰させる際には、充分な安全確認を行ってから合流すること。
9）黄旗区間においては
　a）黄旗区間とは、黄旗提示ポストのコーナーベルト　～　当該車両までの区間をいいます。
　b）黄旗区間では、追い越し厳禁で、充分に減速しなければなりません。
10）黄旗が表示された場合は十分に減速し、コントロールされた速度で各車両のピットに戻らなければなりません。この時、追越しは禁止され、スピン、コースアウト等も厳禁です。
11）走行セッションはチェッカー旗により終了となり、この旗を見て 2 度以上コントロールラインを通過してはなりません（ダブルチェッカー禁止）。